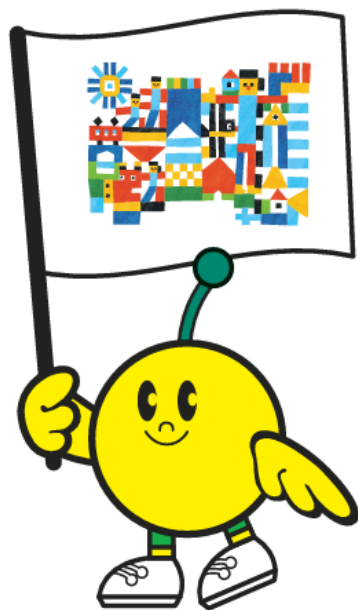
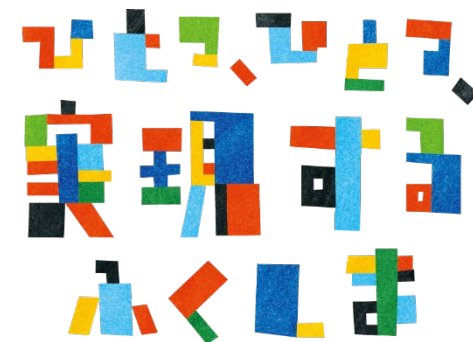


ふくしま復興・創生に向けて

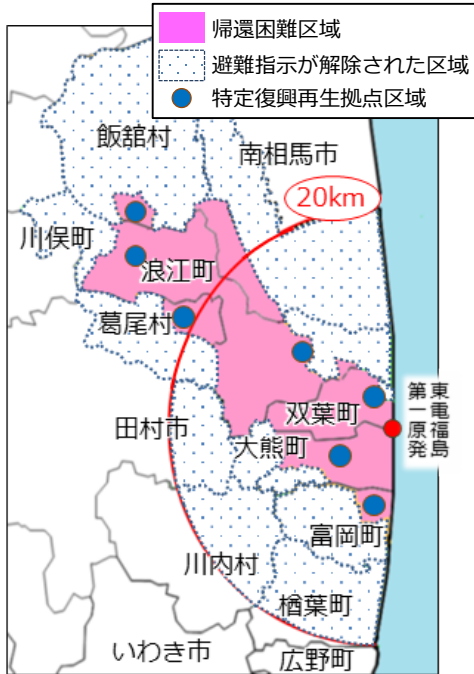


2024年2月18日
福島県

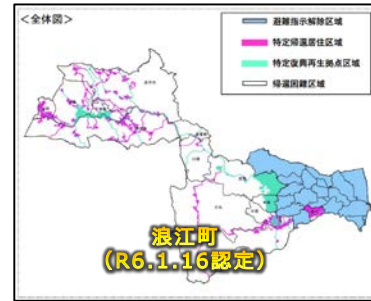
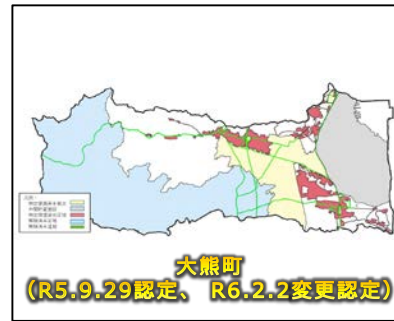


福島県
復興シンボルキャラクター
キビタン

◎ 避難指示区域の状況



◎ 特定帰還居住区域の設定状況



◎ 避難地域12市町村居住状況

市町村	居住率	市町村	居住率
広野町	90.6%	葛尾村	36.4%
田村市 (都路地区)	86.0%	飯舘村	32.5%
川内村	82.8%	富岡町	19.6%
楢葉町	66.9%	浪江町	13.9%
南相馬市 (小高区等)	62.7%	大熊町	6.0%
川俣町 (山木屋地区)	50.7%	双葉町	1.8%

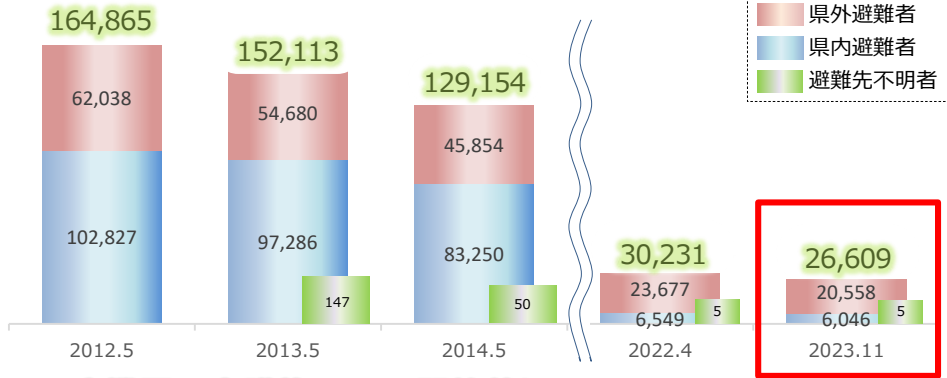
(2023年10月末時点)

◎ 帰還困難区域の現状



- 6つの町・村に設定された**全ての特定復興再生拠点区域**において、避難指示が解除。また、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町において、**特定帰還居住区域**が設定され、一部では除染が開始されるなど、復興に向けた歩みは着実に前進。
- 一方、避難指示の解除の時期の違いなどにより、**地域によって復興のステージは大きく異なる**。さらに、時間の経過に伴い、**課題が複雑化・多様化**しており、復興の進捗や現場の実情に応じたきめ細かな対応が必要。
- 引き続き、国・県・市町村等が連携し、帰還環境の整備を始め、事業・生業の再建や営農再開等に取り組むとともに、復興・再生に必要不可欠となる多様な担い手の確保・育成や移住・定住の促進、安定した住まいの確保等の取組を進めることが極めて重要。加えて、中長期にわたる取組を着実に推進するため、被災自治体への人的支援の継続が不可欠。
- 帰還困難区域のうち、**特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外**については、残された土地・家屋等の扱いなど、依然として様々な課題が山積していることから、国は、**各自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、最後まで責任を持って取り組む必要**。

◎ 避難者数の推移



◎ 医療機関・介護施設の再開等状況

市町村名	病院、診療所、歯科診療所、調剤薬局、介護施設	市町村名	病院、診療所、歯科診療所、調剤薬局、介護施設
南相馬市 (小高区)	市立総合病院附属小高診療所、もんま整形外科医院、半谷医院、今村医院、今村歯科・矯正歯科医院、小高調剤薬局、(特養)梅の香、スマイル薬局小高店	富岡町	ふたば医療センター附属病院、とみおか診療所、富岡中央医院、さいとう眼科、穴田歯科医院、さくら歯科医院、(特養)桜の園、川村医院、はま福TOMIOKA
田村市 (都路地区)	市立都路診療所、市立都路歯科診療所、(特養)都路まどか荘	川内村	川内村国民健康保険診療所、(特養)かわうち
川俣町 (山木屋地区)	川俣町国民健康保険山木屋診療所	浪江町	浪江町国民健康保険浪江診療所、豊嶋歯科医院、山村デンタルクリニック、なみえ調剤薬局
広野町	高野病院、訪問看護ステーションたかの、馬場医院、新妻歯科医院、広野薬局、(特養)花ぶさ苑	大熊町	大熊町診療所
楡葉町	ときクリニック、ふたば復興診療所(ふたばりカーレ)、鈴木繁診療所、JFAメディカルセンター、蒲生歯科医院、ならは薬局、(特養)リリー園	葛尾村	葛尾村診療所、葛尾歯科診療所
		飯館村	いいいたクリニック、あがべご訪問看護ステーション、(特養)いいいたホーム
		双葉町	双葉町診療所

◎ 被災者の心のケア



心のケアセンターによるサロン

◎ 医療提供体制の再構築



双葉町診療所の開設

◎ 学校教育の整備・充実



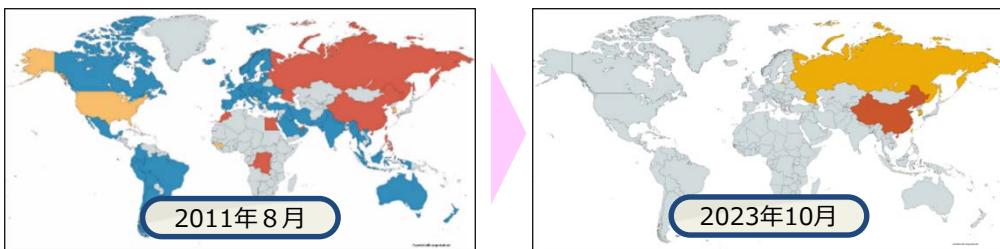
ふたば未来学園 フィールドワーク



大熊町 学び舎ゆめの森 落成式

- 今もなお、2万6千人以上の県民の方々が避難を続けており、避難生活の長期化等に伴い、被災者を取り巻く課題は個別化・複雑化。
- 引き続き、被災者一人一人への心のケアなどに取り組むとともに、帰還した住民等が安心感をもって生活を送るために必要な幅広いニーズに応じた医療提供体制の再構築に向け、避難地域等の保健・医療、福祉・介護等施設の再開・開設に加えて、それらを担う人材の安定的な確保及び県内定着を促進する取組が重要。
- 住民の帰還促進等に向けては魅力ある学校教育が不可欠であり、地域の特色をいかした学校づくりや教職員の安定的な確保など、教育環境の整備・充実に向けた支援が必要。

◎ 輸入規制を行っている国・地域の数

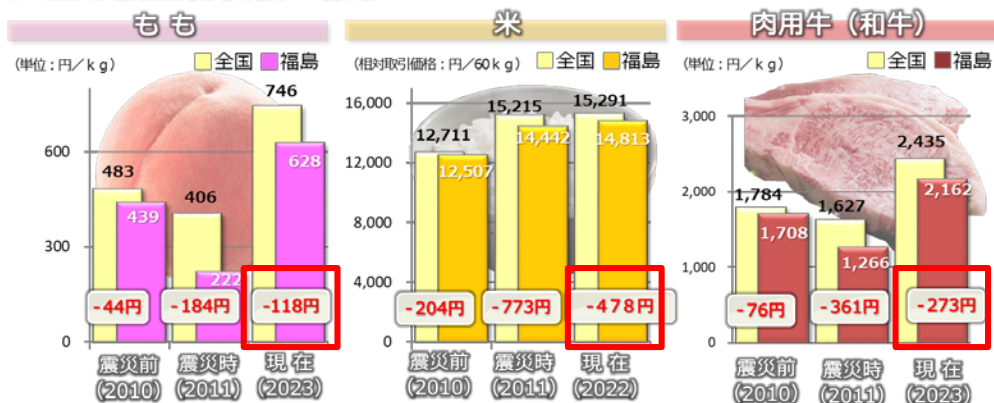


福島県産食品の広い品目で輸入停止している国・地域 (12⇒3)	中国、香港、マカオ
福島県産食品の一部を輸入停止している国・地域 (4⇒3)	韓国、台湾、ロシア
検査証明書の添付等により食品の輸入を認めている国・地域 (39⇒1)	フランス領ポリネシア

◎ 県産品のトップセールス



◎ 主な農産物価格の推移



◎ 観光誘客の促進



- 県産食品については、いまだ7つの国・地域で輸入規制が継続されているほか、県産農林水産物については、全国との価格差が固定化するなど、根強く残る風評を払拭するための取組が必要であることに加え、時間の経過とともに人々の関心が薄れ、原子力災害の深刻さが忘れ去られてしまう風化への対応も不可欠。
- 引き続き、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、正確な情報や魅力を発信し、県産品等の流通促進や販路開拓につなげるとともに、ホープツーリズム等を推進しながら、観光誘客の促進に取り組む必要。
- A L P S 処理水の問題は福島県だけの問題ではなく、日本全体の問題であることから、国は、今後も、国内外における正確な情報発信と理解醸成に向けた対話の継続、万全な風評対策などに最後まで全責任を持って取り組む必要。

◎ 福島イノベーション・コースト構想に関する取組の成果



◎ 推進分科会



◎ 福島国際研究教育機構(F-REI)に関する取組



◎ 居住人口の比較

	2010年	2020年
全国	1億2,805.7万人	1億2,614.6万人 ▲1.5%
15市町村	59.4万人	50.0万人 ▲15.9%
12市町村	20.6万人	12.4万人 ▲39.7%
双葉郡8町村	7.3万人	1.6万人 ▲77.4%

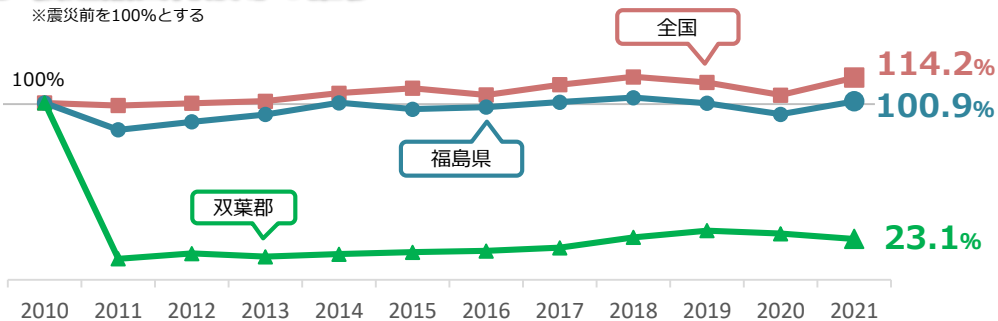
◎ 就業者数の比較

	2010年	2020年
全国	5,961.1万人	5,764.3万人 ▲3.3%
15市町村	27.4万人	22.9万人 ▲16.5%
12市町村	9.8万人	6.0万人 ▲39.3%
双葉郡8町村	3.5万人	0.9万人 ▲75.2%

- 福島イノベ構想の実現に向け、産業集積のみならず、構想を支える教育・人材の育成、浜通り地域等への積極的な人の呼び込みなど、幅広い取組を進めており、成果が着実に現れている。
- 一方で、第4回福島イノベ構想推進分科会で確認したとおり、居住人口や就業者数、製造品出荷額等は依然として十分に回復していない状況にあり、今後も、国、市町村、関係機関等が力を合わせ、取組を加速させていくことが重要。
- イノベ構想を更に発展させる役割が期待される福島国際研究教育機構(F-REI)については、昨年4月の設立以降、各市町村での座談会や県内大学・高校等でのトップセミナーを開催しているほか、昨年11月から委託研究が開始されるなど、「創造的復興の中核拠点」を目指した取組を着実に進めている。F-REIの研究開発、産業化、人材育成等の機能が最大限発揮されるよう、国、市町村、関係機関等と連携して取り組む必要。

◎ 製造品出荷額等の推移

※震災前を100%とする

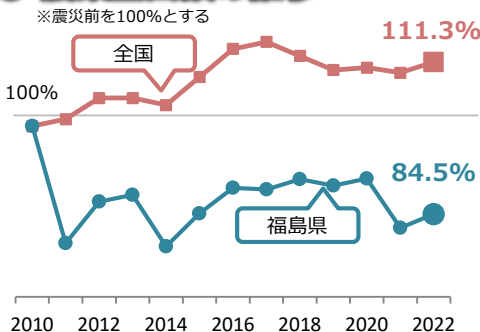


◎ 農林水産業の再生に向けた取組

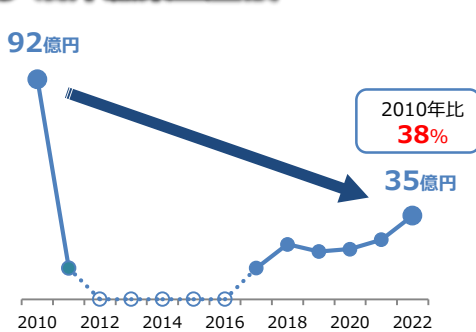


◎ 農業産出額の推移

※震災前を100%とする



◎ 沿岸漁業生産額



◎ 新たな産業の育成・集積に向けた取組



- 甚大な複合災害の影響は、避難地域のみならず県内全域の様々な業種に及んでいるため、引き続き、本県全域の産業復興に向け、地域産業の再生や新産業の育成・集積、雇用の創出などに取り組む必要。
- 福島県の農林水産業の復興は未だ立ち後れていることから、「福島ならではの」ブランド力強化による風評払拭及び生産力の回復に向け、生産基盤の整備や担い手の確保・育成、産地の戦略的な生産活動の支援、県産農林水産物の消費と販売の拡大等、生産から流通・販売に至るまで切れ目のない発展的な取組が必要。
- 特に、水産業については、沿岸漁業生産額が震災前の4割である現状等を踏まえ、水産業関係者が安心して生業を継続し、将来に渡り生産拡大や販路回復などに取り組めるよう、水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じる必要。
- 福島県全体の更なる産業振興に向け、再生可能エネルギーの導入拡大や水素社会の実現に取り組むとともに、医療、航空宇宙などの関連産業の育成・集積や高度人材の育成を進める必要。

◎ 環境回復

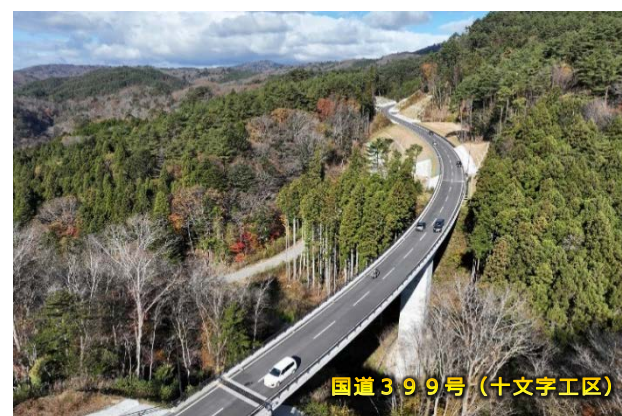
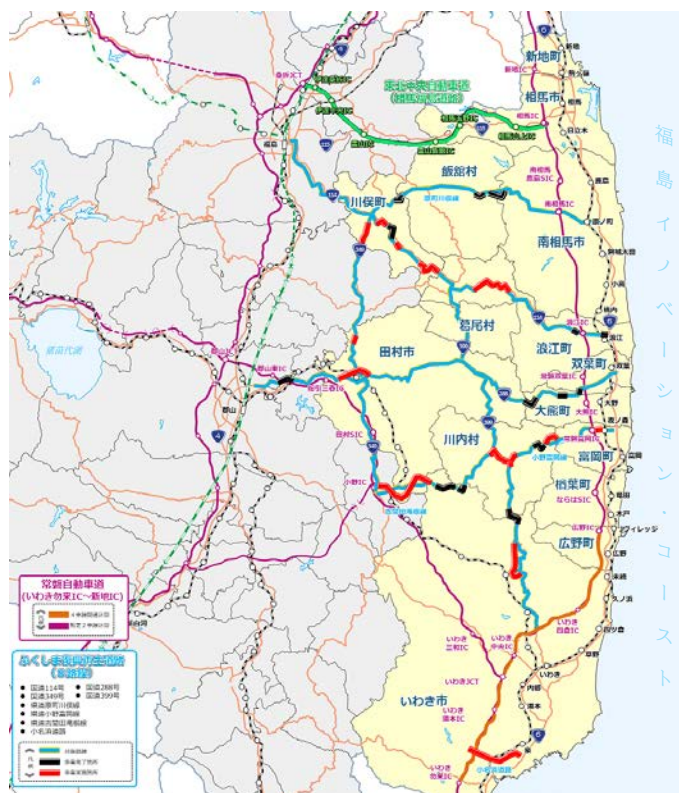


中間貯蔵施設 (出典 環境省HP)



仮置場原状回復の状況 (西郷村横川仮置場)

◎ インフラ等の整備



国道399号 (十文字工区)



県道浪江三春線 (小出谷工区) 中心杭設置式

- 法律に定められた国の責務である、2045年3月までの除去土壌等の県外最終処分まで、あと21年。一方、現行の国の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略において、令和7年度以降の工程は明示されていない。
- 空白の期間が生じないよう県外最終処分に向けた具体的な方針・工程を早期に明示し、県民・国民の目に見える形で残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、取組を加速させることが極めて重要。
- 復興を支えるインフラ等の環境整備を一層加速するため、ふくしま復興再生道路などの道路整備、常磐自動車道の全線4車線化などの広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築、小名浜港・相馬港における国際物流ターミナル整備等の事業やカーボンニュートラルに向けた取組を推進することに加えて、復興祈念公園の整備等に取り組む必要。

- 東日本大震災・原子力災害から間もなく13年となる今もなお、原子力災害の影響は現在進行形で続いており、福島特有の困難な課題が山積。
- さらに、復興のステージが進むにつれ、新たな課題やニーズが発生するなど、福島の復興は今後も長く厳しい戦いが続く。



第2期復興・創生期間における財源の確保

- ◆ F-R-E-Iの設立や特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域の整備など、既存の財源フレーム決定後に生じた課題やニーズに対応するための経費が増大。
- ◆ これまでの実績及び令和6年度の予算案、さらに現下の物価高騰の影響を踏まえると、令和7年度予算の財源が非常に厳しくなることが想定される。
- ◆ 事業執行に必要な予算が確保されず、福島の復興に遅れが生じることはあってはならない。「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、第2期復興・創生期間における必要な事業執行に支障が生じないように、財源フレームの見直しを行うことが極めて重要。

第2期復興・創生期間後における財源・制度の確保

- ◆ 福島復興の大前提である福島第一原発の廃炉対策は、30～40年の期間がかかるとされており、また、帰還困難区域全ての避難指示解除に向けてはいまだ多くの課題を抱えているなど、福島の復興には長い期間が必要。
- ◆ 原子力災害に伴う課題は、福島県だけの問題でなく、日本全体の問題であり、国が前面に立ち、福島の復興に最後まで責任を持って対応いただく必要。
- ◆ 避難地域の復興・再生、被災者の生活再建、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進など、これまでの取組についても、復興の進捗に伴う状況の変化を踏まえて「シンカ」させていくとともに、新たに生じた課題やニーズにも時期を逃さず適切に対応していく必要。
- ◆ 今後も切れ目なく安心して復興への挑戦を続けるためにも、「令和5年度税制改正の大綱」において「息の長い取組をしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」とされたことを遵守し、政府として、第2期復興・創生期間後における十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保していただきたい。

引き続き、国・県・市町村・関係団体等が共通の認識の下、思いを一つに福島の復興に取り組むことが不可欠。